

指定通所介護事業所

老人デイサービスセンターあづき重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1. 通所介護の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 指定通所介護事業所老人デイサービスセンターあづき
- ・開設年月日 平成17年4月1日
- ・所在地 香川県小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番地143
- ・電話番号 0879-62-7707
- ・FAX番号 0879-62-7708
- ・管理者 村田 美紀
- ・介護保険指定番号 3771200312

(2) 指定通所介護事業所老人デイサービスセンターあづき 通所介護の目的

- ・ 在宅の障害ある高齢者に対しても、介護サービス・機能訓練（リハビリ）等を提供し、日常生活のQOL（生活の質）を高めることを目的としています。

(3) 通所介護の職員体制

職種名	人員		業務内容
	常勤	非常勤	
施設長	1 特養あづき兼務		理事長の命を受け、センターの管理者としてその業務を総括する。
生活相談員	2 介護兼務		利用者の利用計画の作成、生活相談業務及び事務処理にあたる。介護計画の作成及び市町村、居宅介護支援事業者、その他各事業者との連結、調整にあたる。
介護職員	5		利用者の介護にあたる。 利用者の送迎業務、車両運行管理にあたる。
看護職員		3	利用者の看護にあたる。
機能訓練指導員	1		利用者の機能訓練指導にあたる。
調理員		1	利用者の給食業務にあたる。

全職種で各計画、評価を行う。

(4) 通所定員 1日 35名（介護保険法による第1号通所事業含む）

(5) 営業日及び営業時間

毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。

(但し、年末年始12月30日～1月3日、お盆期間中8月13,14,15日を除く)

営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とし、サービス提供時間は午前9時30分から午後4時45分までとします。

(6) 営業地域

離島を除く香川県小豆郡内（土庄町・小豆島町）の区域とする。

2. サービス内容

- (1) 通所介護・個別機能訓練・生活機能向上・運動器機能向上・口腔機能向上・栄養マネジメント、改善に関する計画書の作成
- (2) 昼食12時00分～12時30分（※食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- (3) 入浴（一般浴槽の他、介助を要する利用者にはリフト浴、特別浴槽で対応します）
- (4) 健康管理・介護・機能訓練・栄養管理・口腔衛生
- (5) 相談援助
- (6) 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所介護利用時間の終了に間に合わない場合に適用）事前に相談
- (7) 行政手続き相談

3. 利用料金

一定以上所得のある方は、利用した時の自己負担割合が2割～3割になります。

- (1) 通所介護費 基本料金（2割負担・3割負担）

① サービス料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

【3時間以上4時間未満】

要介護1	370円（740円・1110円）	要介護4	533円（1066円・1599円）
要介護2	423円（846円・1269円）	要介護5	588円（1176円・1764円）
要介護3	479円（958円・1437円）		

【4時間以上5時間未満】

要介護1	388円（776円・1164円）	要介護4	560円（1120円・1680円）
要介護2	444円（888円・1332円）	要介護5	617円（1234円・1851円）
要介護3	502円（1004円・1506円）		

【5時間以上6時間未満】

要介護1	570円（1140円・1710円）	要介護4	880円（1760円・2640円）
要介護2	673円（1346円・2019円）	要介護5	984円（1968円・2952円）
要介護3	777円（1554円・2331円）		

【6時間以上7時間未満】

要介護1	584円（1168円・1752円）	要介護4	901円（1802円・2703円）
要介護2	689円（1378円・2067円）	要介護5	1008円（2016円・3024円）
要介護3	796円（1592円・2388円）		

【7時間以上8時間未満】

要介護1	658円（1316円・1974円）	要介護4	1023円（2046円・3069円）
要介護2	777円（1554円・2331円）	要介護5	1148円（2296円・3444円）
要介護3	900円（1800円・2700円）		

以上 基本料金に付随し次の加算が計算されます。

- ② サービス提供体制強化加算 I 22円（44円・66円）
- ③ 科学的介護推進体制加算（1月につき）40円（80円・120円）

※下記料金は必要な方や実施することで加算されます。

④ 入浴代（普通一般浴槽・特別浴槽）	40円（80円・120円）
利用時間帯や行事、体調によっては、入浴サービスを提供出来ないことがあります。	
⑤ 生活機能向上連携加算（1月につき）	100円（200円・300円）
⑥ 個別機能訓練加算Ⅰ	56円（112円・168円）
⑦ 中重度者ケア体制加算	45円（90円・135円）
⑧ 認知症加算（日常生活自立度がⅢ以上の方対象）	60円（120円・180円）
⑨ 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ（6ヶ月につき）	20円（40円・60円）
⑩ 口腔機能向上加算Ⅰ	150円（300円・450円）
⑪ 若年性認知症受入加算	60円（120円・180円）
⑫ 事業所評価加算（1月につき）	120円（240円・360円）

基本料金と加算の1ヶ月分の合計に⑬⑭の確率を計算したものが利用者様負担として加算されます。

⑬ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	9.2%
⑭ 送迎減算（事業所が送迎を行わなかった場合）	片道47円・往復94円
⑮ 同一建物減算 （ケアハウスオリーブへ入居されている方は同一建物により減算になります）	94円
⑯ 食費（昼食）利用毎の実費負担（保険外）	550円
⑰ その他費用 ①～⑯以外で発生する費用に関して自己負担とします。	

（2）介護保険法による第1号通所事業サービス費 基本料金（2割負担・3割負担）

① サービス料（介護予防として要支援1・2と認定を受けた方の1月あたりの自己負担分です。）	
要支援 1	1798円（3596円・5394円）
要支援 2	3621円（7232円・10863円）

以上 基本料金に付随し次の加算が計算されます。

② サービス提供体制強化加算Ⅰ	
要支援 1	88円（176円・264円）
要支援 2	176円（352円・528円）
③ 科学的介護推進体制加算（1月につき）	40円（80円・120円）

※下記料金は必要な方や実施することで加算されます。

④ 生活機能向上グループ加算（1月につき）	100円（200円・300円）
⑤ 運動器機能向上加算（1月につき）	225円（450円・675円）
⑥ 栄養改善加算（1月につき）	200円（400円・600円）
⑦ 口腔機能向上加算（1月につき）	150円（300円・450円）

※⑤⑥⑦の加算のうち複数選択した場合、

選択的サービス複数実施加算Ⅰ（2種類）	480円（960円・1440円）
選択的サービス複数実施加算Ⅰ（3種類）	700円（1400円・2100円）

⑧ 若年性認知症受入加算（1月につき）	240円（480円・720円）
---------------------	-----------------

⑨ 事業所評価加算 (1月につき) 120円 (240円・360円)

基本料金と加算の1ヶ月分の合計に次の確率を計算したものが利用者様負担として加算されます。

⑩ 介護職員処遇改善加算 I 9.2%

⑪ 同一建物減算

ケアハウスオリーブへ入居されている方は同一建物により以下の減算になります

要支援1 376円 (752円・1128円) /月

要支援2 752円 (1504円・2256円) /月

⑫ 食費(昼食)利用毎の実費負担(保険外) 550円

⑬ その他費用 ①～⑫以外で発生する費用に関して自己負担とします。

4. 協力医療機関等

下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

(協力医療機関)

・名称	小豆島病院	小豆島中央病院
・住所	(小豆島町池田2519-4)	(小豆島町池田2060-1)

* 緊急時の連絡先 緊急の場合には、契約書にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 利用に当たっての留意事項

・飲酒・喫煙 ・宗教活動 ・火気の取り扱い ・ペットの持ち込み
・設備・備品の利用 ・金銭・貴重品の管理 ・所持品・備品等の持ち込み

6. 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。
要望や苦情などは、生活相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出頂くこともできます。

9. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約を終了した後も継

続します。

(2) 個人情報の保護について

利用者、ご家族に関する個人情報を、必要上、サービス担当者会議等で用いる場合がありますが、関係者以外に漏洩する事はありません。また、個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止いたします。

10. 事故発生時の対応

- (1) 甲（老人デイサービスセンターあづき）は乙（利用者）に対するサービスの提供により事故が発生した場合には応急処置に全力をつくし、速やかに市町村、乙の家族、居宅介護支援事業者と連絡を行うとともに、甲の「事故発生時のマニュアル」にのっとり必要な措置を行います。また、事故状況の正確な把握を行うため、事故報告書の提出、事故調査委員会の招集、事故検討会の開催により原因を解明し、再発防止策を講じます。
- (2) 通所介護の提供にともなって、甲の債に帰すべき事由によって、乙が損害を被った場合、甲は乙に対してその損害を賠償するものとします。
- (3) 乙の債に帰すべき事由によって甲が損害を被った場合、乙及び扶養者は連帯して、甲に対してその損害を賠償するものとします。

11. 感染症のまん延時の対応

感染症の可能性が明確になった場合、全職員に通達し対応の統一化を図ると共に、感染の消失まで営業を中止とします。

令和 年 月 日

老人デイサービスセンターあづき通所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 香川県小豆郡土庄町字半ノ池甲1360番地143
事業者 社会福祉法人 明和会
名称 老人デイサービスセンター あづき
施設長 村田美紀 印

説明者
所属 生活相談員
氏名 震和裕 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から老人デイサービスセンターあづきについての重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

印

代筆者 (続柄)
代筆理由

身元引受人 住所

氏名

印

(続柄)